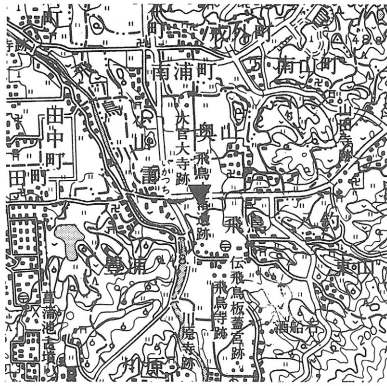


奈良・石神遺跡 いしがみ

- 1 所在地 奈良県高市郡明日香村飛鳥
- 2 調査期間 第一八次調査 二〇〇五年(平17) 九月～二〇〇六年五月
- 3 発掘機関 奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 安田龍太郎・巽淳一郎
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 飛鳥時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(吉野山)

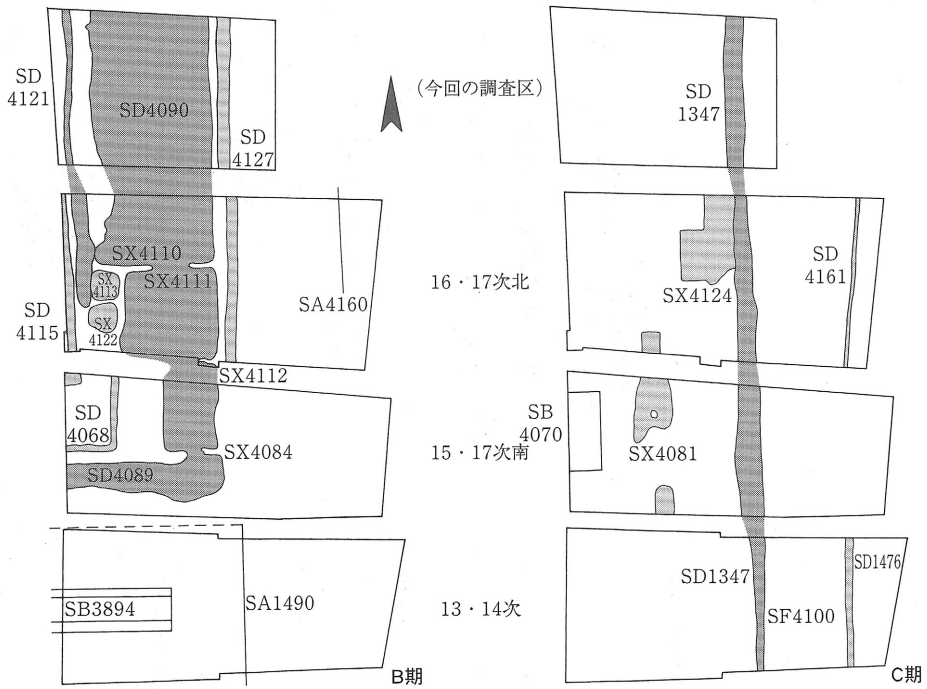
石神遺跡では、一九八一年以来の継続調査によりA期(七世紀後半～中頃)、B期(七世紀後半、C期(七世紀末)の遺構群を検出している。遺跡が最も整うのはA3期で、斉明朝の公的饗宴施設として使用されたようであるが、B・C期には官衙的な様相を呈する。第一八次調査区は、石神遺跡の主体となる

建物群の北外周部にあたる場所で、木簡が多数出土した第一五・一六次調査区のすぐ北隣である。調査面積は六七三㎡。検出した主な遺構は、杭列・石垣・礫敷・溝・土坑・自然流路などである。

A期には、調査区の大部分を占める沼沢地SX四〇五〇を埋め立て、正方位にはのらない杭列SX四二三〇、石組列SX四二三五・四二三六などが設けられる。南北溝SD四一二七も、A期に遡る可能性がある。B期には、南北溝SD四〇九〇・四一二一が掘削される。C期には南北溝SD一三四七が流れるが、溝自体の掘削はB期に遡る可能性もある。C期以降としては、中世以降の礫敷SX四五二九、それより古い礫敷SX四二五五がある。

木簡は、SD四〇九〇から三八点(うち削屑一点)、SD四一二一から七点、SD一三四七から六二点(うち削屑三三三点)、遺物包含層から二点、遺構不明一点、計一一〇点(うち削屑三三三点)が出土した。ここでは、それらのうち代表的なもの三一点を紹介する。

SD四〇九〇は幅一七・八m最大深さ〇・六mの南北溝。SD四一二一は幅一・一m最大深さ〇・二mの南北溝で、二股に分かれる。SD一三四七は幅三・三m最大深さ〇・五五mの南北溝で、暗灰色粘土・黒灰色粘土の堆積するSD一三四七Aと、灰色粗粒砂の堆積するSD一三四七Bに区分できる。木簡の内訳は、SD一三四七Aが五八点(うち削屑三三三点)、SD一三四七Bが四点である。またSD一三四七Aからは、「寺水」「間人内」の墨書土器も出土している。



石神遺跡北部遺構変遷図

これら三条の溝は第一五・一六次調査でも検出され（SD四二二一は第一五次調査では未検出）、多量の木簡が出土している（本誌第一六・二七号）。

8 木簡の积文・内容

南北溝SD四〇九〇

- (1) ・「己卯年八月十七日白奉経」
 ・「観世音経十卷記白也」
 186×23×4 011*
- (2) ・「聖御前白小信法」
 ・「謹カ」
 ・「賜カ」
 (285)×27×3 019
- (3) 「。」「人カ」
 此又取
 (35)×20×3 019
- (4) ・「レ素留宜矢田マ調各長四段四布□□六十一」
 ・「荒皮一合六十九布也」
 270×31×5 051*
- (5) 「□□□□
 下四 □□□□
 大鳥人上一下一」
 210×37×2 051

- (6) 伊 大野連小カ 原各カ 葉 連カ 連カ
- ・ 月 八 年 寅 庚 】
- (7) 人八合 人四合カ 見カ
- ・ 玉作マ小開馬甘 真開
- ・ 以三月十三日三桑五十戸
- ・ 御垣守濱尻中ツ刀自
- (10) 三野評凡人 日下マ加利 同マ衆他 子 出葉カ 月春日マ 六斗
- (11) 月春日マ 六斗

122×37×3 011

(55)×(29)×4 081

(199)×25×3 019

123×17×3 032*

134×18×5 031

(68)×(21)×6 081

- (12) 月廿日 贅カ
- ・ 大伴マ 物マ君
- ・ 主寸 (刻書)
- 南北溝SD四二二一
- 物齋
- 母知二斗
- 〔仏仏〕
- 南北溝SD一三四七A
- ・ 病弥以 尾治マ 若麻統マ

(61)×(44)×2 081

88×29×4 051

(72)×21×2 039

52×44×6 032

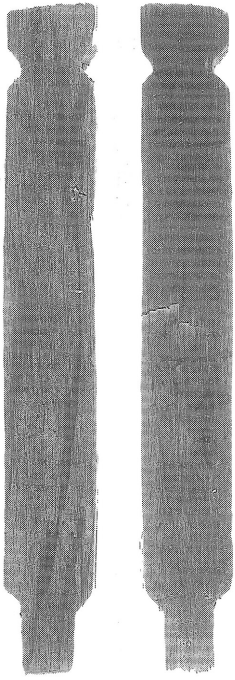
(66)×(22)×5 081

(83)×30×5 039

(92)×(23)×1 081

(119)×18×4 019

90×(38)×7 081



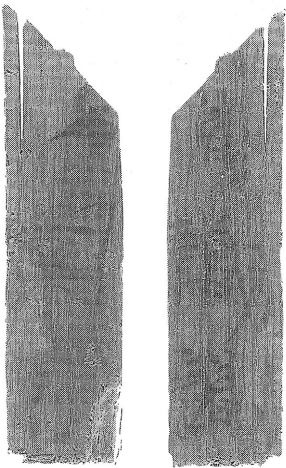
(10)



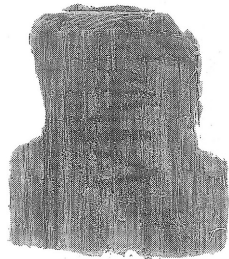
(25)



(2)



(29)



(15)

からは、転読または書写を依頼した貴族ないし皇族の邸宅が遺跡の近くにあったとも考えられる。(2)も貴族・皇族の邸宅に「聖」が招かれたと考えれば説明がつく。(3)は下端折れ。材の上端右寄りに径1mmの小孔がある。類例としては、「此取人者御六世^{相カ}□□」「此取人者盗人妻成」などと書かれ、小さな穿孔のある長屋王家木簡があり(『平城京木簡』一、八八―九一号)、くじ引き用の札と推定されている(東野治之「長屋王家木簡の『御六世』」『日本古代史料学』岩波書店、二〇〇五年)。(19)の表面は「病いよいよ以って…」と訓読できる。裏面は文字が右に寄り、整形前の記載とみられる。

(4)～(8)(20)は帳簿類。(4)は四周削り。「素留留宜」は駿河(するが)であろう。矢田部も駿河に分布する。長さ四段の調布の数量を記載する。布の枚数を「四布」のように数えるが、類例は藤原宮跡出土木簡にもある(『藤原宮木簡』一、一三六号)。表面の「六十一」の上は「三布」の可能性があり、「四布」+「三布」+「六十一」+「荒皮一」+「合六十九布」となる。矢田部集団による調の貢進を示すか。表面一文字目「レ」は合点であろう。(5)は左右両辺は二次的削りで、三行以上の記載からなる。「上」「下」は上番・下番の意か。(6)は表面が本来の記載で、歴名簡であろう。裏面は左右両辺を二次的に割截した後の記載。(7)は食料支給に関わる帳簿であろう。(8)(20)は歴名簡の一部か。(21)は元來文書ないし帳簿か。表面を記載した後、下端を二次的に整形して裏面に記す。

(9)～(14)(17)(22)～(26)(30)は貢進荷札など。(9)は異例の書式をとる。「三桑五十戸」は美濃国不破郡・大野郡の三桑郷に該当しよう。「御垣守」は衛士に相当する。当地出身の衛士に対する資養物に付けられた荷札か。御垣守は「瀆尻中ツ刀自」を指すとみられるが、「刀自」は女性に関わり、検討を要する。(10)「三野評」は「凡人」の布から、讃岐国の可能性がある。サト名に相当する位置に「凡人」とあるので、凡人からなる集団的まとまりが想定されるが、貢進者はともに「日下マ」である。一般に某部を冠したサトについて、某部の集団的編成によって形成されたと考えがちだが、某部が主導権を握ることはあっても、それがすべてではないことを示す。裏面は二次的な墨書。(11)は養米の荷札。(12)(24)は贄の荷札。(24)は五戸からの貢進荷札であるが、貢進者名も記す点が興味深い。贄と調の互換性を示唆する史料として重要。(13)の裏面は墨痕とシミとの区別がつきがたく、(14)(30)と同様、人名のみ記す荷札ともみられる。(17)は塩の荷札か。(23)は小型の荷札。上端は切断するのみ。(25)「奈貴下」の「奈貴」は、後の山城国久世郡那紀郷に相当しよう。「黄布」については、「布」を「メ」と訓んで海藻類とみるか、白貝を意味する「於賦^ホ」(本誌第二七号)のいずれかの可能性がある。ただし「布」ではなく「草」とみれば、黄連の別名「黄草」を指すことになり、奈突園(『延喜式』内膳司)との関連からも整合的に理解できる。(26)の「和軍布」はニギメ。一度の貢進量としては、六斤(大斤)ない

し二〇斤（小斤）が一般的であり、「十五斤」（小斤）はやや少量である。

(15)(31)は刻書。(15)は付札状を呈するが、横幅に対して長さが極端に短い。「主寸」はスグリ。(31)は厚めの材を用い、上端の左右両角を削り落とし、上端・左右両辺の表側を面取りするが、加工は荒い。一部の文字は天地逆。

(27)は地名を記した削屑。(28)(29)は習書木簡。(28)は嫡子などの用語に関係するものか。(29)は上端二次的削り、左辺二次的割截。表面は習書だが、裏面は「東方」とあり、合点が付けられているので、物品の出納に使用された木簡の可能性もある。(16)も「物齋」とあり、何らかの物品納入との関連が想定される。

9 関係文献

奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要二〇〇七』（二〇〇七年）

同『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』二二（二〇〇七年）

（市 大樹）